

令和7年度第1回大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム会議の開催について

1 趣 旨

国のデジタル田園都市国家構想を受け、市では、外部の専門人材である「大船渡市デジタル推進アドバイザー」の設置や、入庁後2～5年以内の職員を対象とした「大船渡市DX人材育成塾2024」の実施など、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するための様々な取組を展開してきました。

令和4年度からは、庁内横断の「大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム」（以下「プロジェクト・チーム」という。）による研究を継続し、その成果を基に、おおふなと版窓口DXや、市公式LINEの機能拡充、市ホームページ・市公共施設予約システムのリニューアルを進めるなどとしています。

このたび、令和7年5月1日付の人事異動に伴い、大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チームの班員を新たに任命し、令和7年度第1回プロジェクト・チーム会議を開催します。

2 日 程 等

■令和7年度第1回プロジェクト・チーム会議

- | | |
|---------|---|
| (1) 日 時 | 令和7年5月22日（木） 午前10時～ |
| (2) 場 所 | 大船渡市役所本庁 地階大会議室 |
| (3) 内 容 | プロジェクト・チームに対する副市長訓示
磯崎靖彦・大船渡市デジタル推進アドバイザーによる講話
グループワーク ほか |

磯崎靖彦・大船渡市デジタル推進アドバイザー

- ・ソフトバンク株式会社 CSR本部 北海道・東北地域CSR部 参与
- ・令和4年7月20日に委嘱し、以降、1年毎に継続して委嘱。今年度も、令和7年4月1日付で、令和8年3月31日までの期間で委嘱。
- ・市内小中学校での情報モラル教育やプロジェクト・チーム会議での助言、市のDX施策に対する助言等を行っている。

▼大船渡市デジタル推進アドバイザー▼

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/contents-32873>

大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム設置要綱

(設置)

第1条 地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用及びデジタル田園都市国家構想に係る取組の推進に寄与するため、大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム（以下「研究プロジェクト・チーム」という。）を設置する。

2 研究プロジェクト・チームは、プロジェクト・チーム規程（昭和50年大船渡市訓令第3号。以下「規程」という。）第2条に規定するプロジェクト・チームとする。

(所掌事項)

第2条 研究プロジェクト・チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) デジタル技術を活用した先進的な事例の調査及び研究に関すること。
- (2) デジタル技術活用の提案に関すること。
- (3) その他前条第1項に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研究プロジェクト・チームは、班長、副班長及び班員をもって組織する。

2 班長は、企画政策部デジタル戦略課課長補佐を、副班長は、企画政策部デジタル戦略課係長をもって充てる。

3 班員は、次のいずれにも該当する者の中から市長が指名する者をもって充てる。

- (1) 係長、主任又は主事級の職員であって、デジタル技術の活用・普及に意欲的に取り組む意思がある職員
- (2) その他前条に規定する所掌事項を適正に遂行すると認められる職員

(アドバイザー)

第4条 専門の事項に関し助言を求めため、研究プロジェクト・チームにアドバイザーを置くことができる。

(職務)

第5条 班長は、研究プロジェクト・チームを総理する。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究プロジェクト・チームの会議（以下「会議」という。）は、班長が招集し、議長となる。

2 会議は、その目的により班員の一部をもって開くことができる。

3 班長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告等)

第7条 研究プロジェクト・チームの事務の進行状況の報告等は、規程第7条に定めるところによる。

(関係課等の協力義務)

第8条 研究プロジェクト・チームの事務に関係のある課等は、規程第8条に定めるところにより、研究プロジェクト・チームの運営に積極的に協力しなければならない。

(設置の期間)

第9条 研究プロジェクト・チームの設置の期間は、設置した日から市長が解散を命ずる日までとする。

(解散)

第10条 研究プロジェクト・チームは、規程第10条第1項の規定によりその成果を市長に報告し、

同条第2項の規定による市長の命により解散するものとする。

(庶務)

第11条 研究プロジェクト・チームの庶務は、企画政策部デジタル戦略課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究プロジェクト・チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年7月29日決裁)

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

▼大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム▼

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/contents-35046>

大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム

任年月日：令和7年5月7日

■ 班長及び副班長（設置要綱第3条第2項：充て職）／2名

所 属	職 名	氏 名	摘 要
企画政策部デジタル戦略課	課長補佐	迎山 光	班長
企画政策部デジタル戦略課	係長	及川慎一郎	副班長

■ 班員（設置要綱第3条第3項による指名）

所 属	職 名	氏 名	摘 要
企画政策部企画調整課	主任	森 拓真	
企画政策部デジタル戦略課	主任	小田 慎悦	
総務部総務課	主任	猪股 大貴	新
総務部契約検査室	主事	村上 奨記	新
総務部税務課	主事	福田 晃菜	新
協働まちづくり部中央公民館	主事	村上佳菜子	
市民生活部市民環境課	主事	佐藤 琉晟	新
市民生活部国保医療課	主事	猪狩 幸子	新
保健福祉部地域福祉課	保健師	金野 未夢	新
保健福祉部健康推進課	保健師	長野 杏耶	新
保健福祉部長寿社会課	主事	上野 咲紀	新
商工港湾部港湾振興課	主事	平田 将大	新
商工港湾部観光交流推進室	主事	川畑 大	新
農林水産部農林課	主事	吉田 健人	
農林水産部水産課	主事	和泉 瑠莉	新
都市整備部住宅管理課	主事	金野 雅仁	新
上下水道部下水道課	主任技師	小松 奨史	新
会計課	主事	村上 知歩	
教育委員会事務局教育総務課	主事	廣田 子龍	新
教育委員会事務局学校教育課	主事	熊澤 正貴	

※新 = 令和7年5月7日付で新たに任命した者